

申 告 書 記 載 要 領  
不 動 産 取 得 税 減 額 等 申 請 書

1. この申告書は、不動産を取得した日から60日以内に提出してください。なお、やむを得ず60日を過ぎた場合でも申告書を受理しますので提出をお願いします。
2. 電話番号は必ず記入してください。
3. 不動産を取得したことの申告又は徴収猶予の申請をする場合は、「□次のとおり申告します。」の□のところに✓印をつけてください。  
また、不動産取得税の減額等申請をする場合には、「□下記のとおりですから、不動産取得税を減額（及び還付）してください。」の□のところに✓印をつけてください。
4. 「取得した不動産の明細」欄は、次により記入してください。
  - (1) 「土地」欄のなかの「地目」欄には、田、畑、宅地、山林、原野等の別を記入してください。  
なお、土地の持分を取得した場合には、「地積」欄には土地全体の面積を記入し、その下欄に取得持分を括弧書きしてください。
  - (2) 「家屋」欄のなかの「種類」欄には、住宅、共同住宅、店舗、事務所、工場、倉庫、店舗併用住宅等の別を、「構造」欄には、木造瓦葺2階建、鉄筋コンクリート造3階建というように具体的に記入してください。  
なお、家屋の持分を取得した場合には、「床面積」欄には家屋の延べ床面積を記入し、その下欄に取得持分を括弧書きしてください。
  - (3) 「取得年月日」欄には、売買、交換、贈与等により取得した場合には、譲渡が行われた日を記入してください。また家屋を新築した場合には、最初に使用又は譲渡が行われた日を、家屋を増築又は改築した場合には、増築又は改築のあった日をそれぞれ記入してください。
  - (4) 「取得原因」欄には、売買、交換、贈与、新築、増築、改築等の別を記入してください。
  - (5) 「土地」欄のなかの「登記受付年月日」欄には登記受付の日を、「家屋」欄のなかの「建築又は登記受付年月日」欄には、家屋を建築した場合には建築年月日を、承継により取得した場合には登記受付の日を記入してください。
5. 徴収猶予を申請する場合には、「徴収猶予」欄に該当事項と徴収猶予期限を朱書きで記入してください。なお、この場合には、該当事項を証明できる書類（建築確認済証等）の写など参考資料を添付してください。

(例) 土地を取得した日から3年以内にその土地の上に住宅が新築される予定であること。  
平成〇年〇月〇日まで徴収猶予を申請する。  
また、「取得した不動産の明細」の「家屋」欄の「所在地」欄から「取得原因」欄までに、取得予定の家屋の内容（「取得年月日」欄は取得（予定）年月日）を朱書きで記入してください。
6. 不動産取得税の減額等申請をする場合には、「申請理由」欄に次の例にならって記入し、直接管轄の県税事務所に提出してください。  
なお、減額の対象となる土地の取得について、不動産取得税がすでに課税されている場合には、その課税及び減額の内容を「年度」欄、「整理番号」欄、「納期限」欄、「税額」欄、「減額を必要とする額」欄、「減額後の税額」欄及び「還付申請金額」欄に記入してください。（「減額を必要とする額」等が分からない場合には、わからない部分の記入は不要です。）

(例) (1) 土地を取得した日から3年以内に、その土地の上に特例適用住宅が新築されること。(※)  
(2) 土地を取得した人が、取得の前1年以内に、その土地の上に特例適用住宅を新築していたこと。  
(3) 土地付建売住宅、分譲マンション（新築未使用の特例適用住宅に限る。以下同じ。）を新築後1年以内に取得すること。  
(4) 土地を取得した人が、取得の前1年以内に、その土地の上にある新築後1年を経過した自己の居住用の未使用の特例適用住宅を取得する（していた）こと。  
(5) 公共事業等のため不動産を収用などされ、収用などの前1年の期間内に代替地を取得したこと。  
※ 土地を取得した人が、その土地を特例適用住宅の新築時まで引き続き所有している場合、または特例適用住宅の新築が、土地を取得した人からその土地を取得した人により行われる場合に限りです。
7. 徴収猶予又は減額等を申請する場合において、住宅を新築した(予定の場合で、土地の取得者と住宅の取得者が異なるときは、「備考」欄に新築した（予定の）住宅の所在地、家屋番号、種類及び構造、床面積、新築年月日、新築（予定）者の住所及び氏名を記入してください。
8. 還付申請金額がある場合には、「備考」欄に還付金の振込先である金融機関の口座を記入してください。

◎減額の申請に必要な書類

家屋の登記事項証明書又は検査済証、土地の登記事項証明書、土地建物売買契約書など  
(減額の規定により必要書類が異なりますので、事前にお問い合わせください。)